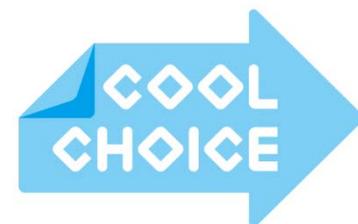


令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業) 概要

令和2年5月
(公募説明資料)

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

Ver. 1.0



補助事業について

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部 総務省・経済産業省・国土交通省 連携事業）



【令和2年度予算（案）8,000百万円（6,000百万円）】

【令和元年度補正予算（案）600百万円】

2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた、地域循環共生圏の構築を目指します。

1. 事業目的

- 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- 地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築に向けた事業を支援し、将来的な地域循環共生圏の構築を目指す。

2. 事業内容

(1) 脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

(2) 地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ③ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業
- ④ 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業

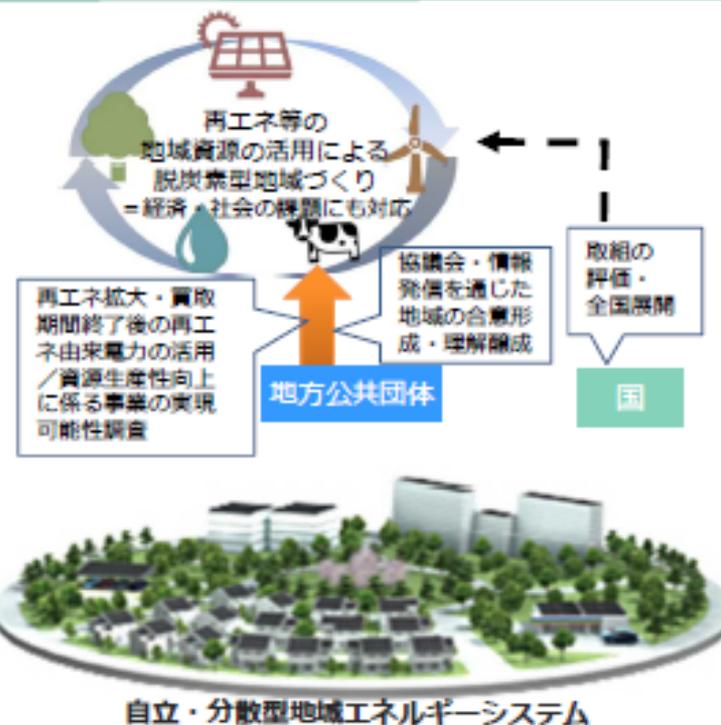
(3) 地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業 / 間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、(1)脱炭素型地域づくりモデル形成事業



地域循環共生圏構築の土台となる脱炭素型地域づくりを推進します。

1. 事業目的

- ・ 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- ・ 地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自律・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築などの事業を支援し、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。
- ・ 地域の中核となる団体が軸となり、脱炭素地域づくりに向けたネットワークの構築を図ります。

2. 事業内容

① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ・ FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大/防災減災効果の向上を図る都市機能集約/高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を支援を行う。
- ・ 各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を支援を行う。
- ・ 地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組の支援を行う。

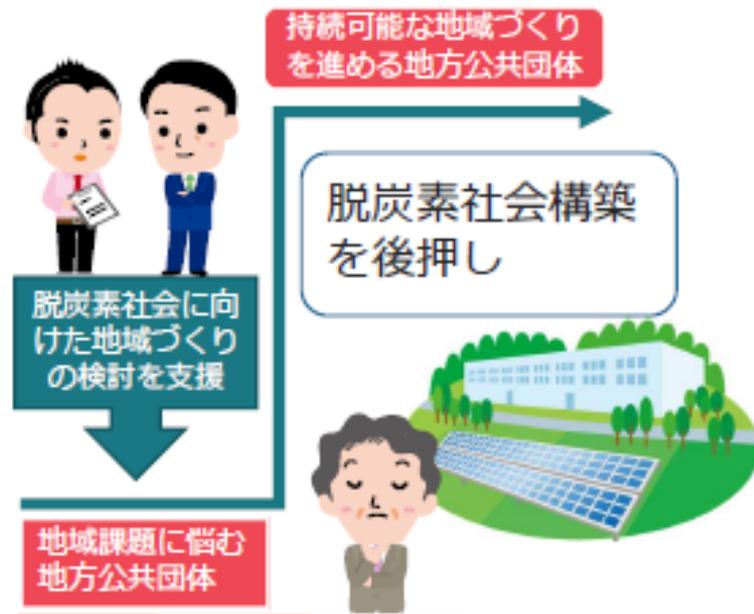
② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

- ・ 地域の中核となる団体等が当該地域の脱炭素型地域づくりの先進例となるような取組に係る情報を収集し、全国に向けた情報発信を行う。また、脱炭素型地域づくりに向けて、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチングを行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①：間接補助事業（定額） / ②：委託事業
- 補助対象及び委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



1. 補助金の目的と性格①

- 「SDGs」や「パリ協定」及び2050年温室効果ガス80%削減の長期目標を踏まえ、脱炭素イノベーションによる地域社会・経済システムの変革が不可避となっています。
- また、環境省では第五次環境基本計画において、SDGsやパリ協定といった世界的な脱炭素化の潮流と我が国が抱える課題である環境・経済・社会の統合的向上に向け、各地域がその特性に応じ、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と地域資源を補完し、支え合うことで「地域循環共生圏」を創造することを掲げています。
- 地域循環共生圏の構築に当たっては、2018年12月中央環境審議会・総合政策部会で提示された資料2-2「地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）」にあるように、「自立分散（オーナーシップ）」、「相互連携（ネットワーク）」、「循環・共生（サステナブル）」の視点から、脱炭素化やSDGsを見据えた我が国の環境・経済・社会の諸課題を包括的に達成していく中長期的な事業実施計画を策定し、早期に実行に移していくことが不可欠です。
- 以上を踏まえ、本補助金は、今後の脱炭素イノベーションのトリガーとなり得る地域モデルの確立につなげるため、各地で地方公共団体や企業、さらには住民が一体となって進める、経済合理性、持続可能性を有する地域循環型の取組を底上げし、推進していくことを目的としております。
- 本補助金は、一部国土交通省との連携事業であり、下水道と連携したバイオマス資源の効率的な資源・エネルギー利用の促進も目的としております。
- 事業の実施によりエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。

1. 補助金の目的と性格②

- 本補助金の執行は、下記の法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
- 万が一これらの規定が守られず協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。
- また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがあります。
- これらについて十分ご理解いただいた上で応募してください。

主な関係法令・規定等

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省連携事業））交付要綱（平成31年3月29日付け環地温発第19032955号）
- 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業実施要領（平成31年3月29日付け環地温発第19032956号）
- 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業交付規程（令和2年5月18日付け地循社協第0205181号）

補助事業	補助対象者	補助率
<p>①FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大/防災減災効果の向上を図る都市機能集約/高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を行う事業</p> <p>以下「①第1号事業（再エネ活用F/S事業）」という。</p>	<p>地方公共団体 （都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）</p>	<p>定額 （上限1,000万円）</p>
<p>②各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を行う事業</p> <p>以下「②第2号事業（地域活性化F/S事業）」という。</p>		
<p>③地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組を行う事業</p> <p>以下「③第3号事業（合意形成・周知事業）」という。</p>	<p>地方公共団体 （都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）</p>	<p>定額 （上限300万円）</p>

- ①第1号事業（再工ネ活用F/S事業）
- ②第2号事業（地域活性化F/S事業）
- ③第3号事業（合意形成・周知事業）

} 共通

◆基本的要件（全事業共通）

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 申請内容に、事業内容・事業効果・予算措置・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。

4. 対象事業の要件

第1号事業（再エネ活用F/S事業）

要件

ア	イ a~dをすべて満たすこと	留意すべき具体的ポイント
地域資源を持続的に活用した地域循環共生圏の構築により、災害に強いまちづくりや人に優しく魅力ある交通・移動システムの構築などの地域課題を同時解決しつつ、2050年温室効果ガス80%削減の長期目標達成に大きく貢献する脱炭素型地域づくりを実現するための実現可能性調査(F/S)を行う事業	a 地域のオーナーシップをベースとした地域経営の一環として行われる事業であり、総合計画及び環境基本計画等の地域の行政計画に今後位置付けられる具体的施策、または既に位置付けられている施策に係るものであること。	i 地域循環共生圏の構築により脱炭素化を実現する地域の将来像やそこに向けたロードマップの中での事業の位置付けが明確であること。 ii 地域における地方公共団体の果たすべき役割が明確であり、事業の実装に向けて積極的にリードするものであること。
	b 地域内外の多様な主体と連携し、相互にエネルギー・人材・資金・情報等を共有することにより、地域の価値や強みを具現化する事業であること。	i 地域住民や関連事業者等、実装した場合に参画が想定される主体と調整を行い、実装に向けた課題や役割を共有すること。 ii 事業内容に関連し得る部局との調整を定期的に行い、実装する場合に想定される地域の確保や地元関係者等との調整、その他の適法性についての確認を行う等、応募申請者内での意思統一を図るものであること。
	c 地域の理解・環境影響に配慮しつつ、経済的にも持続可能な形で地域資源である再エネを活用する事業であること。	i 再エネの調達先やエネルギーの供給先等、需要と供給の両方について検討し、経済的に持続可能な形での実装を検討するもの又は検討済みであること。 ii 再エネの活用方法や、地域課題への還元に向けた各主体の役割やストーリーが明確であること。
	d 地理的特性・資源・地域課題など当該地域の特性を活かしつつ、技術・制度のイノベーションや新たなビジネスの創出等、地域固有の社会課題の解決につながる先進性・モデル性を有する事業であること。	i 地域固有の社会課題が明確であること。 ii 地理的特性・資源・地域課題に対するアプローチが先進的・モデル的であること。

4. 対象事業の要件

第2号事業（地域活性化F/S事業）

要件

ア	イ a~dをすべて満たすこと	留意すべき具体的ポイント
<p>各地域の既存リソース（農林水産業を含む産業、技術、人的資源、社会関係資本等）を持続的に活用した地域循環共生圏の構築により、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図り、2050年温室効果ガス80%削減の長期目標の達成に大きく貢献する脱炭素型地域づくりを実現するための実現可能性調査を行う事業</p>	<p>a 地域のオーナーシップをベースとした地域経営の一環として行われる事業であり、総合計画及び環境基本計画等の地域の行政計画に今後位置付けられる具体的施策、または既に位置付けられている施策に係るものであること。</p>	<p>i 地域循環共生圏の構築により脱炭素化を実現する地域の将来像やそこに向けたロードマップの中での事業の位置付けが明確であること。</p> <p>ii 地域における地方公共団体の果たすべき役割が明確であり、事業の実装に向けて積極的にリードするものであること。</p>
	<p>b 地域内外の多様な主体と連携し、相互に地域の資源・人材・資金・情報等を共有することにより、地域の価値や強みを具現化する事業であること。</p>	<p>i 排出者や地域住民、関連事業者等、実装した場合に参画が想定される主体と調整を行い、実装に向けた課題や役割を共有すること。</p> <p>ii 廃棄物部局や農林水産部局等、事業内容に関連し得る部局との調整を定期的に行い、実装する場合に必要な実施場所の確保や、実装する場合の施設設置・廃棄物処理等の適法性についての確認を行う等、応募申請者内での意思統一を図るものであること。</p>
	<p>c 未利用資源の活用等により、地域の理解・環境影響に配慮しつつ、経済的にも持続可能な形で地域の資源生産性を向上させる事業であること。</p>	<p>i 未利用資源の調達先や再生品の供給先等、需要と供給の両方について検討し、経済的に持続可能な形での実装を検討するもの又は検討済みであること。</p> <p>ii 地域の未利用資源をどのように活用し、どのように資源生産性を向上するのかのストーリーが明確であること。</p>
	<p>d 地理的特性・資源・地域課題など当該地域の特性を活かしつつ、技術・制度のイノベーションや新たなビジネスの創出等、地域固有の社会課題の解決につながる先進性・モデル性を有する事業であること。</p>	<p>i 地域固有の社会課題が明確であること。</p> <p>ii 地理的特性・資源・地域課題に対するアプローチが先進的・モデル的であること。</p>

第3号事業（合意形成・周知事業）

要件

ア	イ a~dをすべて満たすものとし情報発信を行う事業についてはeも併せて満たすもの	
<p>地域循環共生圏の構築により脱炭素化が実現された地域の将来像やそこに向けたロードマップを具体化するとともに、地域の課題を共有して地域資源である再エネや余剰電力、未利用資源等を地域内で製造・供給・利用する取組を推進することを目的として、地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成や連携拡充・強化等を行うための協議会開催や、必要な情報や知見を周知する事業</p>	<p>a 地域のオーナーシップをベースとした地域経営の一環として行われる事業であり、総合計画や環境基本計画等の地域の行政計画に今後位置付けられる具体的施策、または既に位置付けられている施策に係るものであること。</p>	<p>e 課題解決に向けた方策等を地域の内外に具体的かつ効果的に発信する事業であること。</p>
	<p>b 地域内外の多様な主体と連携し、相互に再エネや地域循環資源等の地域資源・人材・資金・情報等を共有することにより、地域の価値や強みを具現化する事業であること。</p>	
	<p>c 地域の理解・環境影響に配慮しつつ、経済的にも持続可能な形で地域資源である再エネを活用する事業であること又は未利用資源の活用等により、地域の理解・環境影響に配慮しつつ、経済的にも持続可能な形で地域の資源生産性を向上させる事業であること。</p>	
	<p>d 地域固有の課題を特定した上で、課題に沿った多様な関係者で構成される協議会をとり行う事業であること。</p>	

- ①第1号事業（再エネ活用F/S事業）
- ②第2号事業（地域活性化F/S事業）
- ③第3号事業（合意形成・周知事業）



共通

◆ 原則として単年度

◆ 交付決定日～2021年（令和3年）2月26日まで

※ただし、①、②の事業のみ、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を複数年度とした応募を行うことができます。

（→次ページをご参照ください）

①②事業の事業のみ

応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を複数年度とした応募を行うことができます。

第1号事業（再エネ活用F/S事業）

第2号事業（地域活性化F/S事業）

※複数年事業として採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。また補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていた必要があります。

※複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、継続年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。

※「よくある質問」No.17参照。

- 一般公募を行い、選定します。書面審査及び必要に応じてヒアリングを実施します（開催場所は東京23区を想定）。
- 応募者より提出された応募書類を基に、次ページ以降に示す項目等について審査委員による審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内において補助金の採否を決定します。
- 審査にあたり、必要に応じて資料等の追加提出を求める場合があります。
- 審査の結果、特に必要と認められた場合に、採択に条件を付し、当該条件に係る状況について事業実施中に協会より確認することがあります。
- 採否を問わず、審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

〈想定される審査の項目〉 ①②事業共通

第1号事業（再エネ活用F/S事業）

第2号事業（地域活性化F/S事業）

- ・公募要領の【2. 公募する事業の対象】に定める各要件を満たしているか、また、満たしている場合に、それぞれどの程度優れていると考えられるか
- ・地域の現状と課題の認識及びCO2の大幅削減と同時に解決する他の地域課題に対する認識の妥当性・適切性
- ・「地域循環共生圏」構築による地域の環境・経済・社会への効果
- ・申請された具体的な取組の実現可能性（本事業の実施後に、地域循環共生圏の構築につながる脱炭素社会の実現に向けて、本事業に掲げた具体的な取組の実現に向けた関係者の巻き込みや地域の担い手等が想定されているなど蓋然性が高いと考えられるか）
- ・調査内容の妥当性（設定した課題に対し、構想を実現に近づけるための必要かつ着実な内容となっているか）
- ・「地域循環共生圏」の構築への意欲（地域循環共生圏実践地域等登録制度への登録、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明をしているか）
- ・脱炭素社会の実現につながる具体的な取組として、他の地域の取組参考事例となる先行的若しくは普及的なモデル性

〈想定される審査の項目〉

第3号事業（合意形成・周知事業）

- ・公募要領の【2. 公募する事業の対象】に定める各要件を満たしているか、また、満たしている場合に、それぞれどの程度優れていると考えられるか
- ・地域の現状と課題の認識及びCO2の大幅削減と同時に解決する他の地域課題に対する認識の妥当性・適切性
- ・協議会等の目的・方向性に照らして適切な多様な関係者で構成されているか
- ・過去の調査結果や協議の状況に照らして、合意形成に必要な関係者との連携強化・拡充となっているか
- ・情報発信を行う場合は、事業目的に沿ってより多様なステークホルダーに情報を発信する工夫がなされているか

<補助対象経費>

事業を行うために直接必要な業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他事業の実施に必要な経費で協会が承認した経費（詳細は、別表第1 補助対象経費の区分等（公募要領p.27）並びに別表第2 補助対象経費の内容（公募要領p.29）参照）

<補助対象外経費の一例>

- ア 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- イ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ウ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- エ 地方公共団体の職員の移動に必要な旅費
- オ その他、事業の実施に関連性のない経費等
 - ・ 事業実施のために不可欠なものとは認められない官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費等
 - ・ 環境省等への情報提供、ヒアリングへの対応及び有識者会議での報告に係る旅費等
- カ 常勤職員の人件費及び一部の業務費（社会保険料や旅費）

<二酸化炭素の削減量の把握等>

補助事業者は、事業の実施による取組とその結果実現から見込まれる二酸化炭素削減量等を算定する必要があります。

※協会の求めに応じて、これらの情報・根拠等を提供していただくことがあります。

第1号事業（再エネ活用F/S事業）

本事業において見込まれる温室効果ガス（エネルギー起源CO₂）の排出削減への寄与のあり方を検証するための方法・考え方について明示した上で、現時点において想定される削減効果の試算について記載してください。

※形成される事業モデルによって直接的な削減効果と間接的な削減効果を分離して試算可能な場合は、分離して記載してください。

※構想の実現により見込まれる地域の再エネ導入量について定量的に記入してください。

<考え方の例>

- ・ 公共施設の電力調達を大手電力会社から再エネを活用した地域新電力へ変更。その差によりCO₂削減量を推計。事業による直接効果として●●t-CO₂/年の削減量が見込める。
- ・ 再エネの導入・活用や地域新電力への電力切替を実施する取組が地元企業に波及することで、間接効果として●●t-CO₂/年の削減量が見込める。
- ・ 木質バイオマス燃料の製造・使用する熱量を算定し、代替できた燃料（ガスや電気）を基に●●t-CO₂/年の削減量が見込める。

<二酸化炭素の削減量の把握等>

第2号事業（地域活性化F/S事業）

公募要領の別添「基本的な二酸化炭素削減量の考え方」を参照してください。

また、活用する未利用資源を明記した上で、構想の実現によって具体的に天然資源投入量がどの程度減少し、又はどの程度付加価値が増加することで、結果として資源生産性が向上するのか、定量的に記入してください。

※資源生産性とは、天然資源等投入量（トン）あたり創出される付加価値を指します。

※付加価値の増加に関しては、構想を実現する地域全体の付加価値を定量的に示すことが望ましいですが、難しい場合は、売上げの増加やコストの減少など、付加価値の増加につながる数字を示す形でも良いこととします。

<二酸化炭素の削減量の把握等>

第3号事業（合意形成・周知事業）

本事業において期待される温室効果ガス（エネルギー起源CO₂）の排出削減への寄与のあり方を検証するための方法・考え方について明示した上で、現時点において想定される削減効果の試算について記載してください。

※①又は②の事業と同時申請する場合は、①又は②の事業内容に合わせて記載してください。

<取組の評価・検証及び全国展開のための広報活動に係る情報提供等の協力>

本補助事業の実施内容・成果については、地域資源の持続的な活用を通して地域の脱炭素化と他の地域課題の同時解決を図るモデルとして広く波及効果が期待されることから、取組の評価・検証及び全国展開のための広報活動に係る情報提供等について、以下の協力を要請します。

・環境省等への情報提供

採択された補助事業者は、採択日から令和3年3月31日までの間、環境省又からの要請により、事業の情報提供やヒアリングに対応すること。

・有識者会議での報告

特に着目すべき先行性等があると認められた事業は、環境省が主催する地域循環共生圏構築に向けた事業において設置される有識者会議にて、環境省からの要請により、事業内容の説明及び進捗状況の報告を行うこと。

・事業完了後の進捗状況

補助事業者は、事業完了の翌年度以降の概ね3年程度の間、環境省又は受託者からの要請により、事業の進捗状況等について、情報提供やヒアリングに対応すること。

応募書類について

- ①第1号事業（再工ネ活用F/S事業）
- ②第2号事業（地域活性化F/S事業）
- ③第3号事業（合意形成・周知事業）



共通

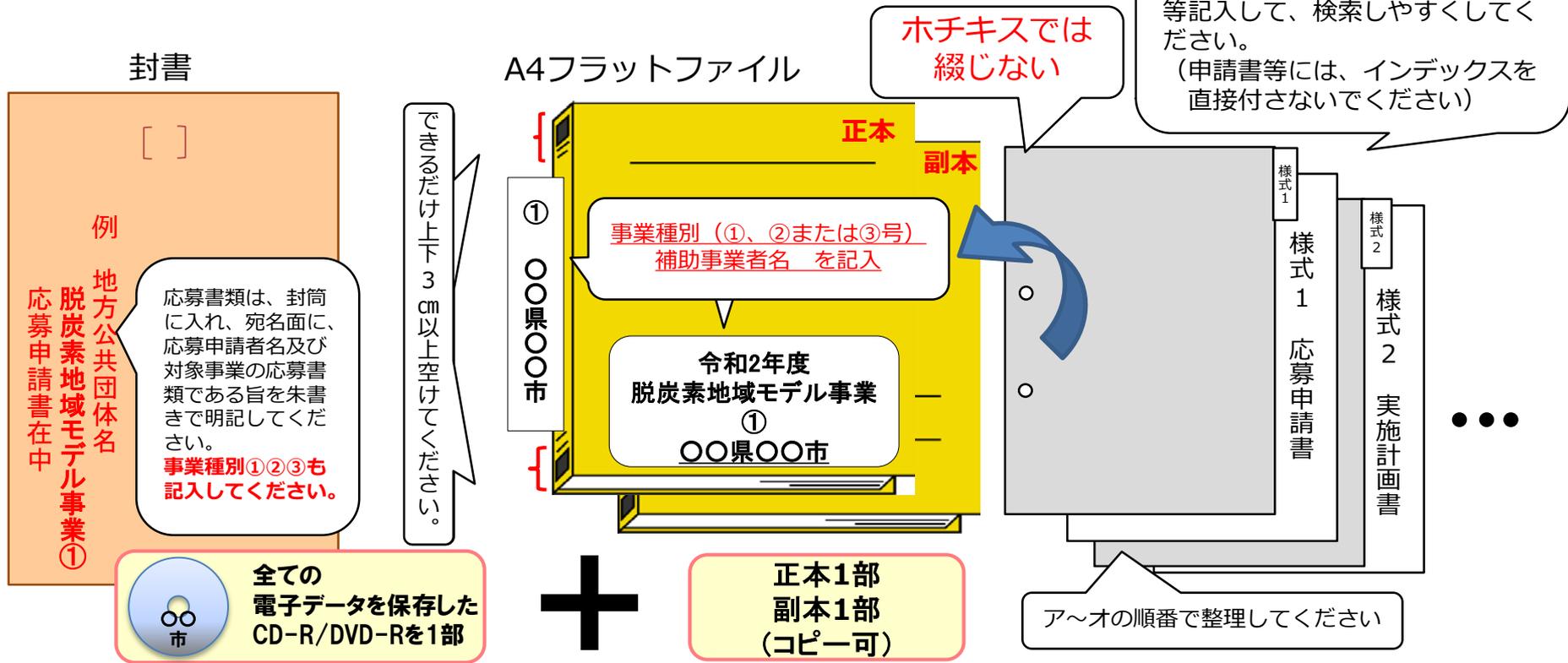
【提出書類】：〔紙媒体〕 正本1部、副本1部（コピー可）
 〔電子媒体〕 1部



○ア、正本には押印した原紙を添付してください。

○ウ、詳細な金額の根拠がわかる書類（見積書又は計算書）等を添付してください。

【提出方法】紙ファイル2冊に綴じて郵送等に限る



【提出期限・提出先】 **令和2年6月12日(金) 17時 必着** ※郵送等に限る

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル6階
一般社団法人地域循環共生社会連携協会 宛

<ご注意>

○持参・電子メールによる提出は受け付けません。

○受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

電子メールにてお問い合わせください。

次の要領によりメールにてお問い合わせください。

<件名>

脱炭素地域モデル事業に関する問い合わせ

<本文>

3つの事業の内いずれの事業についての質問かを
本文冒頭に必ず記載してください

<送信先>

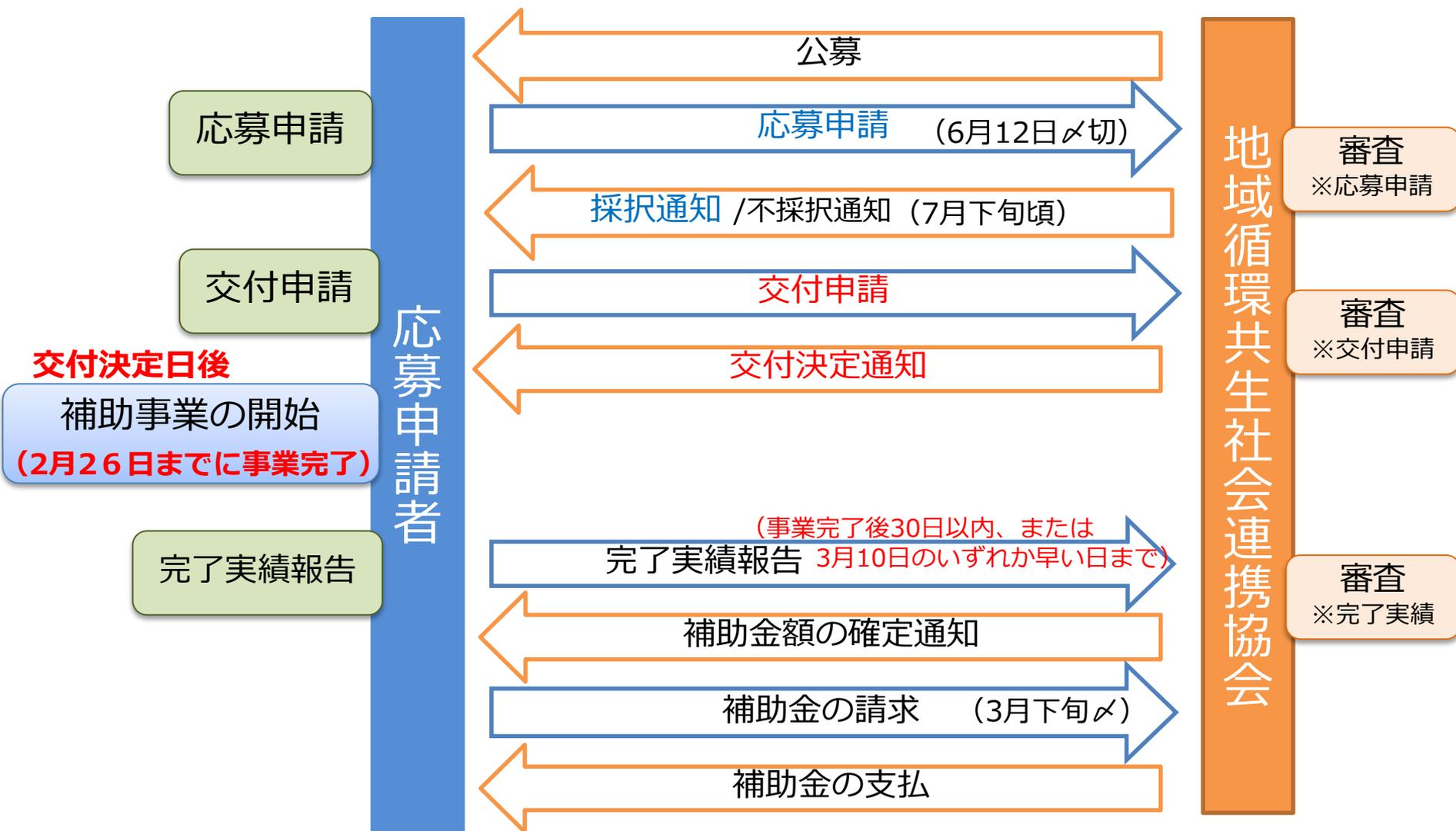
一般社団法人地域循環共生社会連携協会 国内事業部
メールアドレス：chiikizukuri02@rcespa.jp

<受付期間>

令和2年6月11日（木） 17時まで

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、協会が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助事業の実施における留意事項等について

(1) 交付申請

協会から採択する旨の通知を受領した補助事業者には、補助金の交付申請書（交付規程様式第1第5条関係）を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、**当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するもの**となります。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、実施計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始日等

補助事業者は、**協会からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始**することとなります（なお、諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。補助事業者が補助事業に係る契約の締結にあたり注意していただきたい点は、次のとおりです。

- ア **契約・発注日は、協会の交付決定日以降**であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、**競争性のある手続きによって相手先を決定**すること

〈補助金の経理等について〉

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

〈消費税、地方消費税の取扱い〉 [交付規程 第4条 第2項]

地方公共団体における一般会計による事業においては、消費税を含めて補助金額を算定することができます。